

別紙「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・設置募集区域の位置等の公告は、官報及びインターネット等により行うとされています。影響を及ぼし得る業界、企業・団体等への通知も必要かと考えられます。 ・学識経験者から意見聴取については、二人以上としています。何人いても「御用学者」だけから意見を聴いてもしょうがないので、多様な意見が聞けるように、条件設定をすべきです。	・本法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）による改正後のもの。以下同じ。）第32条第5項等において、公告の方法等について経済産業省令において定めるとされていることを踏まえ、第1条等においては公告の方法等について規定することとしています。 ・多角的にご意見をいただけるよう、2人以上の学識経験者から意見を聴くこととしております。また、学識者の選定にあたっては、洋上風力発電事業に明るい方も含め専門の異なる学識者を選定する予定です。
2	外資に日本の資源を売り渡すような制度は絶対に作らないでください。	日本のエネルギー市場では、外国企業・外国資本も原則として参入が認められていますが、外為法に基づく規制など一定の場合には規制が課されております。エネルギーは国民生活や経済活動の基盤となるものであり、国際ルール等との整合性や経済安全保障の観点も踏まえながら、エネルギー政策を進めていきます。
3	反対します。 和歌山の由良の風力発電の音被害 https://x.com/zan4736511/status/2008485397761060871?s=20 これでは地域の住人、動物、の生態系を破壊します。	風力発電による動植物等への環境影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき事業者が確認し、適切な環境保全措置を講ずる仕組みとなっています。 また、募集区域を指定する段階では、漁業、海洋環境等について農林水産省や環境省をはじめとする関係省庁に協議を実施し、その協議結果を十分に尊重した上で、国が募集区域を指定することとしています。その上で、国、漁業者をはじめとする利害関係者、仮許可事業者等により、協議会にて議論を行ってまいります。
4	非効率の洋上発電は必要ないと思います	再生可能エネルギーについて、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）では、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされています。 洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれるとともに、事業規模が大きく産業の裾野も広いことから、建設やO&Mを通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待されます。今後とも、本法に基づく協議会等を通じた地域との共生を図りながら案件形成を進めていきます。
5	何をもちて学識経験者の選定をされているのか？ 海洋風力発電を施工させる事を前提にした、国に都合の良い推進派で結成された学識経験者だけを集めて結論を出すのは全くフェアな論議とは言えません。 ここは賛成意見の学識経験者と反対意見の学識経験者を同数にして国民にも会議を開示した形で広く民意を汲んだ議論を望みます。 多くの国民が被害にあった、新型コロナワクチン接種もワクチン接種賛成の有識者による結論ありきの勧め方で、今も尚懸念すべき被害は出ていないと有識者による見解でワクチン接種すら止められていません。 前代未聞のワクチン被害が出ていてもです。 国が一方的に集めた学識経験者は信用出来ません。各政党の推薦する学識経験者を出席させて議論を開示して民意を反映させて可否を決めるべきと考えます。 安易に施工を簡単に通せる都合の良い法律施工規則案には断固反対します。	No. 1の回答をご覧ください。
6	学識経験者から意見聴取するとあるが、コロナ対応時の時のように政府意向に沿った人間だけを選定し、都合のよい政策を通される可能性が大きい。学識経験者だけでなく広く国民の意見を反映させるべきである。 そのためには、設計図面の評価ではなく、設置すること自体の必要性和意義、設置地域の住民、団体からの意見を反映する仕組みが必須である。現在、原発稼働や設置では地域への説明、知事の承諾、議会承認などの手続きを踏んでいる。最低でもこの程度のことをルール化すべきである。	No. 1の回答をご覧ください。

別紙	「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	・学識経験者から意見聴取については、二人以上としていますが、少なすぎるので4名くらいからは聞くべきでは。 また、多様な意見が聞けるように、異なった立場の者などなるべく公平、公正性を保てるよう条件設定をするべき。	No. 1の回答をご覧ください。
8	学識経験者からの意見聴取について深く危惧します。新型コロナ対策でも学識経験者の意見が有効だったかどうか検証が されていません。政府にとって都合の良い学識経験者だけを集めたのでは、複数人でも意味がありません。賛否両論から 意見聴取して、慎重な判断ができるようにすることを強く望みます。	No. 1の回答をご覧ください。
9	第二条の学識経験者からの意見聴取は、「2以上の異なる見解の学識経験者の意 見を聴かなければならない」とするのが意見聴取のあり方として適切と考えます。 また、周知に関しては、関係すると思料される地域、組織に対して、説明する場を設けることも必要かと思います。	No. 1の回答をご覧ください。
10	学識経験者についてですが、これは何人居ても良いと思います。 多様な見解が出来るように、多様な場所から選出して頂きたいと思います。	No. 1の回答をご覧ください。
11	・指定しようとする区域募集の広告は官報とインターネットとなっていますが、それに加えて、その地域の自治体、影響 が考えられる所の事業者、住民に直接知らせるべきです。 また大手メディアを使って、正しく広く、くり返して知らせてほしいです。知らないうちに、それぞれの人にとっての大 きな海が壊されてしまうことは避けるべきです。 ・学識経験者からの意見聴取が2名となっていますが、少なすぎると思います。 もっと多く(50人以上)、しかも多方面からの意見聴取が必要だと思います。 まずその学識経験者がどんな人物・どんな経歴なのか、国籍、職歴など開示して適正な人物かどうかを国民に問うて〈学 識経験者〉を選定してください! それを開示してもいいという人が適正な学識経験者だと思います。 これまでいろいろな分野の法律を決める際に、学識経験者を集めて審議会なるものが設置されましたが、関係業界から仕 事をもらっている人とか、寄付もらっている人とか、 利権がらみがほんと、多いですよね・・・。そんな審議会なら無いほうがずっとましです!! そういうの、もうやめて下さいね! 国民はちゃんと見てますよ。	No. 1の回答をご覧ください。
12	募集区域の提示はインターネットと公告で行うとされていますが、 関係が深いと思われる団体、企業、地域住民等には積極的な説明会を行う。 これくらいでないとダメなのではないでしょうか	No. 1の回答をご覧ください。
13	設置募集区域に関する位置等の周知についてですが、官報及びインターネット等での掲載のみで周知に欠けるといまし た。関係しうる業界、地方への情報の発信&落とし込みが必要と感じました。ご検討お願い致します。	No. 1の回答をご覧ください。
14	・須く日本國の発展を助長し、且つ日本国民の利益向上に資する改正を行って頂きたい。以下、要望する。 ・設置募集区域の位置等の公告は、官報及びインターネット等により行ふとされているが、影響を及ぼし得る業界、企 業・団体等への通知は不可欠である。 ・学識経験者からの意見聴取については、二人以上としていいるが、如何ほど学識経験者が居れども、政府の意を甘受す るやうな者の意見だけでなく、政策に反対乃至意見のある者を少なくとも半数参加させるべきである。また、学識経験者 なるものの定義は甚だ疑はしく、真に斯くの如き案件について深い理解と実地経験を有する、技術者等の意見も聴取され たい。	No. 1の回答をご覧ください。

別紙 「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	学識経験者からの意見聴取が二人以上となっていますが、所謂御用学者からの話だけを聞いては国益を毀損します。多様な意見が聞けるよう条件設定を厳しくすべきだと考えます。利権団体からの資金提供がない人選、国益にとって利益相反とならない人選をお願いします。 設置募集区域の位置等の公告は、官報及びインターネット等により行うとされていますが、情報を勝手に取れというのでなく、影響を及ぼし得る業界、企業・団体等への通知も必要だと考えます。	No. 1の回答をご覧ください。
16	排他的経済水域（EEZ）における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可および募集区域の指定にあたり、エネルギー安全保障および国民の納得感の観点から、以下の通り意見を提出します。 1. 募集区域の指定における「透明性」と「安全保障」の厳格化について EEZという広大な公有水域を特定の事業者に長期間独占させるにあたり、募集区域の指定プロセスを完全に透明化すべきである。特に、安全保障上の重要拠点（自衛隊施設や離島）に近い海域を指定する際には、国防への影響を最優先に評価し、学識経験者のみならず、防衛・安全保障の専門家の意見聴取を省令で義務付けるべきである。 2. 公告事項における「事業主体の実質的支配者」の開示義務化について 事業計画の認定申請や公告において、応募する法人の資本構成だけでなく、実質的支配者や主要株主の国籍、過去の法令遵守状況を詳細に公表させるべきである。再エネ賦課金という国民負担を原資とする事業において、日本の安全保障を脅かす恐れのある外資や、不透明な資金源を持つ企業が関与することを断固阻止するための欠格条項を強化すべきである。 3. 「地域との共生」の定義と漁業権への補償の明確化について 募集区域の指定に際し、地域住民や漁業関係者からの意見聴取が形式的なものにならないよう、反対意見が多い場合の指定見送り基準を明確化すべきである。また、事業者が約束した「地域貢献策」が建設後に放置されないよう、履行状況を毎年公表し、未履行の場合には許可の取り消しを含む厳格な運用を省令に盛り込むべきである。 4. 事業継続性の審査と「転売」の制限について メガソーラー等で散見される、認定後の事業転売（権利譲渡）を厳格に制限すべきである。EEZでの事業は30年以上の長期にわたるため、当初の審査を通過した企業が「建設して売却」して逃げのような無責任なビジネスモデルを許すべきではない。止むを得ない譲渡の場合でも、新事業者の適格性を最初から審査し直し、元の事業者の連帯責任を免除しないルールを設けるべきである。 5. 学識経験者からの意見聴取プロセスの公開について 経済産業大臣が意見を聴く「学識経験者」の選定基準を透明化し、議事録をすべて即時公開すべきである。特定の推進派学者のみで構成され、国民の懸念（熱害、騒音、生態系破壊等）が軽視されることがないように、批判的な視点を持つ専門家の参画を必須とすべきである。 以上、国民の財産である海域を切り売りするような安易な指定を避け、国家の安全と国民の生活を最優先した規則制定を強く求める。	No. 1、No. 2及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
17	本施行規則案は、令和7年改正法により新たに可能となる排他的経済水域（EEZ）における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を前提として、区域指定・公告・学識経験者の意見聴取等の手続を定めるものであるが、環境保全・生態系保護・漁業影響・国民の健康影響に対する実効的な歯止めが制度上著しく欠如しており、公共の利益を損なうおそれが極めて高い。 よって、本施行規則案は制定すべきではなく、少なくとも抜本的な見直しが不可欠である。 1. 排他的経済水域（EEZ）への拡張を前提とする制度設計そのものが極めて危険である 本施行規則案は、令和7年法律第59号による法改正を前提に、EEZにおける洋上風力発電設備の設置を実務的に可能とする内容である。 しかし、EEZは国民全体の共有財産であり、海洋生態系、水産資源、国防、航行安全等、極めて高度な公益性を有する空間である。 そのような海域において、長期にわたる海底工事、大規模な基礎構造物の設置、低周波音や振動、電磁的影響を伴う事業を進めることは、不可逆的な環境破壊を引き起こすリスクが極めて高い。 にもかかわらず、本施行規則案は区域の公告方法や学識経験者の人数といった形式的・手続的事項のみを定め、実質的な安全確保の枠組みを一切設けていない。 これは制度設計として重大な欠陥である。 2. 学識経験者の意見聴取は、科学的妥当性を担保していない 第2条において学識経験者の人数が規定されているが、専門分野の内訳、利害関係の排除、海洋生態系、水産学、獣医学、公衆衛生学、音響学等の網羅、海外における否定的研究や停止事例の反映義務といった、科学的妥当性を担保する要件が一切定められていない。 その結果、人数要件のみを満たした形式的な意見聴取、すなわち結論ありきの手続が制度上容易に成立し得る。 これは国際的に確立された予防原則に明確に反する。 3. 生態系・動物への影響が制度上考慮されない構造になっている 洋上風力発電は、鳥類の衝突死、海棲哺乳類への音響ストレス、魚群や回遊経路への影響、海底生態系の破壊といった問題が国内外で指摘されている。 特に動物は人間よりもはるかに低周波音や振動に敏感であり、生息環境を追われ、人里に移動し、結果として有害鳥獣として駆除されるという人為的な被害連鎖が生じている。 しかし本施行規則案には、生態系影響を理由とした指定拒否や解除の明確な基準、被害発生時の即時中止や原状回復義務、事業者の長期的責任に関する規定が存在しない。 これは生物多様性保全を軽視した制度設計である。 4. 漁業への影響に対する実効的担保が存在しない 千葉県沖（銚子沖、九十九里沖、旭市沖、いすみ市沖）を含め、多くの計画海域は、生活と文化としての漁業が根付いた地域である。 にもかかわらず本施行規則案は、漁業影響評価の実質、漁業者の同意の位置づけ、被害発生時の事業停止や指定解除の要件を制度として担保していない。 これは地域経済および一次産業を犠牲にする構造を国が制度化することに等しい。 5. 海外では見直しや停止が進む中、日本だけが逆行している 欧米を中心に、環境被害、健康被害、事業採算性の悪化等を理由として、洋上風力を含む風力発電事業の見直しや中止が進んでいる。 その結果、海外で採算性や安全性に問題があると判断された技術や事業モデルが日本に流入している構造が強く疑われる。 本施行規則案は、こうした国際的動向を一切考慮せず、リスクが存在しないかのように制度化を進めるものであり、国益の観点からも極めて問題が大きい。 結論 本施行規則案は、予防原則を欠き、生態系、漁業、国民の健康への配慮が制度上著しく不十分であり、排他的経済水域という極めて重要な海域の利用を拙速に進める危険な制度設計である。 よって、本施行規則案の制定には強く反対し、少なくとも抜本的な見直しを求める。	No. 1、No. 2及びNo. 3の回答をご覧ください。
18	・関わる事業者の国籍を厳密に規制し外国法人が入らないようにすべきと思う。 ・影響を受ける可能性がある漁業海運者等への説明が不可欠と思う。 ・公告は、影響を受けると思われる幅広い業界企業等への通知が必須と思う。 ・意見聴取は、多様な意見を聞くことができるよう御用学者だけにすべきではないと思う。	No. 1、No. 2及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	〔該当箇所〕 募集区域の位置等の公告方法 学識経験者からの意見聴取（人数・要件） 〔意見内容〕 (1) 募集区域の公告方法について 募集区域の位置等の公告を官報及びインターネットのみによって行うことは、実際に影響を受ける可能性のある業界・企業・団体への周知として不十分です。漁業関係団体、海運関係団体、港湾利用者等への直接的な通知や説明を制度上位置付けるべきと考えます。 (2) 学識経験者からの意見聴取について 学識経験者を「二人以上」とするだけでは、特定の立場に偏った意見のみが反映されるおそれがあります。 専門分野の多様性（環境、生態系、漁業、海洋工学、社会影響等） 利害関係の有無 特定事業や政策推進との関係性 といった点を考慮し、多様な意見が反映されるような要件設定を行うべきです。 ③実務アドバイス（重要） e-Govでは「条文番号＋簡潔な意見＋理由」が最も読まれます 外国法人を排除すべき → 「安全保障・主権・EEZ の性質に照らした制度的慎重性」	No. 1、No. 2及びNo. 3の回答をご覧ください。
20	1. 設置募集区域等の公告方法の改善（第2条関連） 本案では公告を官報およびインターネット等で行うとしていますが、それだけでは不十分です。 ・「官報を確認しなかった方が悪い」という行政側の理屈で手続きが進められないよう、設置募集区域によって直接的・間接的な影響を受ける可能性がある地元の漁業団体、海域を利用する団体、および環境保護団体等に対し、国が主体となって直接的な個別通知を行う仕組みを義務付けるべきです。周知不足のまま反対の声が封じられることは、手続きの正当性を大きく欠くものであり、断じて認められません。 2. 学識経験者からの意見聴取における多様性と中立性の確保（第4条関連） 学識経験者の人数を「二人以上」としていますが、人数以上にその構成が重要です。 ・事業推進を前提とした、いわゆる「御用学者」のみから意見を聴取することを防ぐため、選定基準を明確にすべきです。具体的には、海洋生態系、海洋土木、経済学に加え、環境保全や低周波音等の被害調査を専門とする立場など、事業に対して慎重または相反する見解を持つ複数の分野から専門家を選出することを義務化すべきです。多様な知見に基づかない意見聴取は、単なる形式的な手続きに過ぎず、客観的かつ公平な判断を担保できません。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
21	第二条、第三条、第四条 公告に当たっては別途漁業関係者（関係漁業組合）、海運業者、また国防の観点から海上保安庁（国交省内で展開）・防衛省にも個別説明をするべき 第二条 防衛、海洋気象、水産、物流、海洋土木の観点での議論が欠かせないため、5人以上（その他考えられる部門があれば部門数に併せて増）が必要ではないか。併せて推進派のみの学識経験者で構成されることを防ぐべく、利害関係にある分野から人選するよう条件明記をするべきでは無いか。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
22	設置募集区域の位置等の公告を、官報および、インターネットのみで行うことは不十分です。 洋上風力発電は、漁業、海運、沿岸産業など幅広い分野に影響を及ぼす可能性があるため、関係する業界、企業団体に対して、直接的かつ確実な通知を行う仕組みを設けるべきです。 また学識経験者からの意見聴取について、人数のみで条件とする現役の考え方では、多様な意見が反映されません。特定分野や事業推進側に偏らないよう専門分野の多様性や利害関係の有無を考慮した条件設定を行い、実質的に幅広い意見が反映される制度とすべきです。 以上の点から 本改正案には懸念があり、見直しを求めます。 よろしくお願いいたします。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
23	大規模な洋上風力発電を始めることは、海洋環境に不可逆的な変化をもたらす可能性があり、慎重になるべきです。そのため、指名された学識経験者2人の意見では十分でないと考えます。学識経験者は指名ではなく、一定程度の条件を満たす学者からの立候補を募っていただきたいです。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	・公告の方法について 官報およびインターネット等に加えて、利害関係を有する可能性がある企業団体や業界への通知、および新聞、テレビへの告知広告を義務付けるべき。これらの再エネ発電設備の整備に関する計画は、十分な広報が行われていない。そのため（経済的にも、法律的にも中止が困難となる）ある程度進んだ段階で露呈することが多い。現在の方法及び今回の規則案で定めようとする方法は影響を受ける団体・市民に確実に知らせるという視点が欠けており、防御行動が後手に回る。地元の反発を抑えたい事業者側に有利である。また、実効性を担保するため影響を受ける団体・市民の範囲および新聞等広告の方法についても定めるべきである。また、新聞等公告の方法も、例えば全面記事で5日間連続掲載など絶対に市民の目に触れる状況にしくはならない。 ・学識経験者について 学識経験者の意見を聞くとして人数のみを定めているが、これでは不足である。問題は、学者がどの立場で意見を述べるかである。物事に完全中立はあり得ない。計画に反対・賛成双方の立場から同数ずつと明記するべきである。また、学識経験者の選定にあたっては自薦かつ全員採用を基本とし、政府や事業者、特定の団体の利益のみを代表する者でない学識経験者が確実に意見を述べられるように手続きを定めるべきである。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
25	〔御意見1〕 該当箇所 第1条（指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の公告） 第3条（指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の公告） 第4条（海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定の解除をした旨又は区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の公告） 意見内容 設置募集区域の指定、解除、または縮小に関する公告の方法について、省令案では「官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法」と規定されていますが、これに加え、当該海域の利用に影響を受ける可能性のある漁業協同組合、海運事業者、関連団体等への「直接的な通知」を行うことを義務付けるべきです。具体的には、「その他の適切な方法」の運用において、関係者への書面または電子メールによる個別通知を含めるよう、省令またはガイドライン等で明確化してください。 理由 省令案では、区域情報の公表手段として官報やインターネット等が挙げられています。しかし、海域は漁業や海上運送など多岐にわたる既存の経済活動の場であり、インターネット等を常時閲覧しない関係者も存在します。区域の指定や変更は、既存の漁業権や航路の安全に多大な影響を及ぼす可能性があります。官報やウェブサイトへの掲載といった受動的な周知にとどまらず、影響を受ける可能性のある業界や企業へ能動的に通知を行わなければ、現場レベルでの十分な周知や合意形成が図られず、将来的なトラブルの原因となるおそれがあります。 〔御意見2〕 該当箇所 第2条（学識経験者からの意見聴取） 意見内容 学識経験者からの意見聴取について、省令案では「二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない」と規定されていますが、人数要件だけでなく、選定される専門家の「専門分野の多様性」と「中立性」を担保するための選定基準を設けるべきです。具体的には、利害関係の偏りを防ぐため、異なる専門分野（海洋工学、環境保全、水産学、経済安全保障等）からバランスよく選出することや、推進・慎重両論の立場を考慮した人選を行うことを要件としてください。 理由 第2条では意見を聴く専門家の人数のみが規定されています。しかし、単に二人以上の要件を満たすだけでは、特定の政策意図に沿った意見を持つ人物（いわゆる御用学者）のみが選定される懸念が拭えません。排他的経済水域（EEZ）における事業実施は、環境影響、航行安全、安全保障など複雑な課題を含んでいます。多角的かつ客観的な検証を行うためには、形式的な人数要件に加え、多様な視点からの意見聴取を保証する質的な要件が必要です。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙	「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
26	【該当箇所】 本省令案全体（目的・背景を含む） 第6条の4、第10条、第15条、第23条、第24条 （募集区域の公告、学識経験者からの意見聴取等） 【意見内容】 1．募集区域の公告方法および関係者への周知の不十分さについて 本省令案では、募集区域の位置等の公告について、官報及びインターネット等により行うこととされていますが、この方法のみでは、当該海域の利用により直接的かつ重大な影響を受ける関係事業者・地域関係者に対し、実質的に十分な周知がなされるとは言い難いと考えます。 特に、漁業関係者、海運・港湾関連事業者、海洋土木・保守管理関連企業等にとっては、事業計画、安全管理、投資判断に直結する重要な情報であり、公告のみをもって「周知がなされた」と整理することは、制度運用上の責任を形式的に処理しているとの批判を免れません。 制度の円滑な運用および将来的な紛争防止の観点からも、影響を受け得る業界団体や関係事業者に対する個別通知、説明機会の確保等を制度上明確に位置付けることは不可欠であり、現行案のままでは不十分であると考えます。 2．学識経験者からの意見聴取に関する透明性・実効性への懸念について 学識経験者からの意見聴取は、本制度の公正性および合理性を担保する極めて重要な手続きであるにもかかわらず、その選定基準、専門分野の構成、意見の取り扱いが不明確なままでは、手続きが形式化するおそれが強いと言わざるを得ません。 特定の政策分野や立場に偏った学識経験者の選定となった場合、制度の中立性や客観性が損なわれ、結果として国民や関係事業者の理解を得られない制度運用につながる懸念があります。 海洋環境、既存産業への影響、地域経済、安全保障、長期的な維持管理といった多様な観点を踏まえた専門家を選定するとともに、意見聴取の概要や制度への反映状況について、一定の情報公開を行うことが不可欠であり、これを担保しない制度設計は適切とは考えられません。 3．制度全体が投資促進偏重となることへの強い懸念について 本制度は、海洋再生可能エネルギーの導入促進を目的としていますが、投資促進や事業スピードのみを過度に重視する運用となった場合、既存の国内産業や地域社会との調整が後回しにされるおそれが極めて大きいと考えます。 特に、排他的経済水域という国益に直結する海域を対象とする制度である以上、短期的な投資誘導のみを重視した制度運用は、将来的な社会的コストや制度不信を招きかねません。 国内事業者の参画機会、地域経済への波及効果、長期的な維持管理体制の実効性といった観点を十分に踏まえ、拙速な制度運用とならないよう、慎重かつ実態に即した運用方針を明確に示すことを強く求めます。 【理由】 募集区域の指定、公告、意見聴取といった一連のプロセスは、本制度の信頼性そのものを左右する中核的要素です。これらが形式的な手続きにとどまった場合、関係者の理解を得られないまま制度が進行し、将来的な対立や制度疲労を招くことは避けられません。 実質的な周知、透明性のある意見聴取、多角的な視点の反映を制度上担保することこそが、持続可能な海洋再生可能エネルギー政策の前提条件であると考えます。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
27	1．公告の方法について 設置募集区域の位置などは、官報やインターネットで公告されるとのことですが、これだけでは実際に影響を受ける可能性のある業界や企業・団体に十分に情報が届かないのではないかと感じています。 海域を利用する漁業者、海運関係者、港湾事業者など、関係が深い方々には、個別の通知や説明の機会を設けるなど、より丁寧な情報提供が必要ではないでしょうか。 関係者が早い段階から状況を把握できることで、トラブルの防止にもつながると思います。 ―― 2．学識経験者からの意見聴取について 意見聴取の対象が「二人以上の学識経験者」とされていますが、人数だけでは多様な視点が確保されるとは限らないのではないかと心配しています。 特定の立場の方ばかりが選ばれてしまうと、実質的に幅広い意見が反映されない可能性があります。 専門分野や立場が偏らないよう、選定にあたって一定の条件やバランスを確保する仕組みを設けていただけると、市民としても安心できます。 地域の海を長く使っていくために、いろいろな視点がきちんと反映されることを望みます。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
28	学識経験者の人数が少なすぎるように感じる。洋上に設置する際は、船舶の運航や海洋生物への影響、気象状態への対策など多岐にわたるため、少なくとも5名以上の設置検討委員会を設けるべきである。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
29	### 【意見の要旨】 排他的経済水域（EEZ）における海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定に関し、公告事項および学識経験者からの意見聴取の内容及、環境影響・漁業影響・累積影響を十分に担保する制度設計となっているか疑義があります。募集区域指定前の段階で、科学的根拠・不確実性・影響評価の範囲を国民が検証可能な形で明示する規定を、施行規則上より明確に位置付けることを求めます。 ---- ### 【意見の理由】 1. **募集区域指定前に示される情報の範囲が不十分である点について** 本施行規則案では、募集区域の位置等の公告および学識経験者からの意見聴取に関する事項が定められていますが、公告時点で国民が確認できる情報として、 * 海洋環境・漁業への影響の想定範囲 * 海底ケーブル敷設等を含む海域利用への影響 * 複数事業が集中した場合の累積的影響 が、どの程度まで示されるのかが明確ではありません。 募集区域指定は、その後の事業者選定・事業化を大きく方向付ける重要な行政行為であることから、初期段階での情報開示の充実が不可欠です。 2. **学識経験者からの意見聴取の実質性について** 学識経験者からの意見聴取について、その専門分野の構成、意見内容の公開方法、政策判断への反映の考え方が、施行規則上明確に示されていません。 特に、 * 漁業・海洋生態系 * 海洋物理（海流・混合・風況変化） * 水中音・騒音 * 累積影響評価 といった分野について、どのような知見を求め、どのように整理・公開するのかを制度上明らかにする必要があります。 3. **風車群による後流（ウエイク）等の広域影響に関する扱いについて** 洋上風力発電設備は風のエネルギーを吸収する特性を有しており、風車群による後流や乱流の変化が、周辺海域や陸域に到達する風況・気象条件に影響を及ぼす可能性が指摘されています。 これらの影響について、影響が軽微であるか否かを結論ありきで扱うのではなく、 * 評価の対象とするか否か * 対象とする場合の評価方法 * 不確実性の整理と情報公開 を、募集区域指定前の検討事項として明示すべきと考えます。 4. **EEZという国民共有財産を扱う制度としての説明責任について** 排他的経済水域は特定地域住民のみならず、国民全体の共有的利益に関わる空間です。その利用を長期間にわたり特定用途に供する以上、制度設計段階での情報公開と説明責任は、沿岸域以上に慎重であるべきと考えます。 ---- ### 【要望事項】 1. 募集区域指定の公告に際し、環境影響・漁業影響・累積影響について、現時点で想定される評価項目と検討範囲を明示してください。 2. 学識経験者からの意見聴取について、専門分野の考え方、意見内容およびそれを踏まえた判断の整理を原則公開としてください。 3. 後流（ウエイク）等の広域影響について、評価対象とするか否かを含め、募集区域指定前の検討事項として位置付けてください。 4. 募集区域指定が将来世代に与える影響を踏まえ、初期段階での検証と情報公開を重視する制度設計としてください。 ---- ### 【結び】 海洋再生可能エネルギーの導入は重要な政策課題である一方、EEZは将来世代に引き継ぐべき国民共通の財産です。本施行規則案において、科学的検証と透明性をより一層確保する方向での改善を強く要望いたします。 以上。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙	「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
30	今回の省令案において、設置募集区域の位置等の公告は官報及びインターネット等によるとされています。しかし、これだけでは実際に影響を受ける地域住民や関連業界団体に情報が十分に届かない可能性があります。漁業協同組合、港湾管理者、観光業団体など、直接的に影響を受け得る主体への通知を義務付けるべきです。 また、学識経験者からの意見聴取については「二人以上」とされていますが、人数要件のみでは不十分です。特定の業界団体の意向に沿った「御用学者」だけから意見を聴取することになれば、議論の多様性や透明性が確保されず、結果も偏ったものとなる恐れがあります。したがって、学識経験者の選定にあたっては、専門分野の多様性（海洋工学、環境学、漁業経済、地域社会学など）や利害関係者からの独立性を担保する条件を明文化すべきです。 さらに重要な点として、意思決定に関与する者が結果責任を負う仕組みを設ける必要があります。現状では、万一地域住民に被害や迷惑が生じても、誰も責任を負わず、住民だけが不利益を被る構造となりかねません。これを防ぐため、学識経験者や行政担当者がその意見や判断に対して一定の説明責任・結果責任を負う旨を規則に明記すべきです。 従って、公告の到達性確保、学識経験者の多様性・独立性の担保、そして結果責任の明文化を行うことで、地域住民の不利益を防ぎ、制度の信頼性を高めるべきです。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
31	・該当箇所 第2条と風力発電施設の位置について ・意見内容 第2条・学識経験者からの意見は風力推進だけでなく、様々な意見を取りいれらる形にしてほしい。 風力発電施設は、バードストライクなど生態系にも影響を及ぼします。 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の位置においては、野鳥の渡りのルートと いった位置関係にも配慮する様に追記してほしい。 ・理由 学識経験者は、意見に偏りがある場合が、散見されます。 洋上風力設置後、遠方であるが故に一般の国民はおろか、事業者でさえ、バードストライク等の状況は容易に把握できません。洋上風力を設置するにあたって、野鳥のルートを把握し、バードストライクを可能な限り避ける必要があると考えます。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
32	【意見1：募集区域等の公告方法について】 該当箇所： 第一条、第三条、第四条（募集区域の位置及び区域の公告等） 意見内容： 募集区域等の公告について、官報への掲載やインターネットの利用に加え、当該区域の指定等により影響を及ぼし得る関係業界、企業、団体等に対して、直接的かつ速やかな周知・通知を行う仕組みを明文化すべきです。 理由： 施行規則案では「官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法」とされていますが、EEZにおける事業は広範囲に及び、漁業や海運業など多岐にわたるステークホルダーに影響を与えます。情報の見落としを 방지、透明性を確保するためには、受動的な広報だけでなく、影響が想定される団体等への積極的な情報提供が必要です。 【意見2：学識経験者からの意見聴取について】 該当箇所： 第二条（学識経験者からの意見聴取） 意見内容： 学識経験者の人数を「二人以上」とするだけでなく、**「専門分野が偏らないこと」や「利害関係からの独立性」など、多様かつ客観的な意見が反映されるための選定基準（条件設定）**を設けるべきです。 理由： 単に人数を確保するだけでは、特定の傾向を持つ専門家のみが選ばれる懸念を拭えません。募集区域の指定には多角的な視点（環境保全、技術的妥当性、経済性、地域社会への影響など）が不可欠です。公正な判断を担保するため、異なるバックグラウンドを持つ学識経験者から意見を聴取することを明示すべきです。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙	「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
33	本施行規則案には強く反対します。 1. 公告を整えるだけで「手続きが成立した」とみなす極めて形式的な制度 今回の規則案は「公告方法の整備」が中心ですが、公告さえすれば関係者の理解や納得が得られるわけではありません。 漁業者・沿岸自治体・地域住民が実質的に参加できる仕組みのないまま、公開された資料を見て「反対なら自分で言いに来い」というような制度運用は、公正でも透明でもありません。 2. 海洋環境への影響評価が不十分で、科学的基盤が欠けている 海洋環境の調査を求める文言はありますが、具体的な基準・公開義務・検証体制が曖昧で、実効性に大きく欠けます。 いったん設置されれば取り返しがつきません。曖昧な調査義務と形式的な意見聴取だけで進めるのは危険すぎます。 3. EEZの利用は影響範囲が大きく、地元の意見を反映する仕組みが欠落している EEZは都道府県の管轄外であり、沿岸住民・漁業者・地元自治体が意思決定に関与する仕組みが今回の規則案にはありません。 4. 今回の規則案は、実質的な環境保全・利害調整・住民参加の制度を欠いたまま、“公告と形式上の意見聴取だけ”で海域利用を進めようとするものです。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。
34	本施行規則案は、洋上風力発電事業の具体的運用を定めるものであり、関係事業者、地域産業、安全保障等に与える影響が大きいことから、以下の点について制度の改善を求めます。 1. 設置募集区域の位置等の公告方法について 設置募集区域の位置等については、官報及びインターネット等により公告するとされていますが、これだけでは実際に影響を受ける可能性のある関係者に十分な情報が行き渡らないおそれがあります。 特に、 漁業関係団体 海運・港湾関係事業者 海底ケーブル、通信、エネルギー関連事業者 など、影響を受け得る業界・企業・団体に対しては、 公告に加え、個別又は業界団体を通じた通知を行う仕組みを設けるべきと考えます。 形式的な公告にとどまらず、実質的に関係者が認識・対応できる制度設計が必要です。 2. 学識経験者からの意見聴取について 学識経験者からの意見聴取について、「二人以上」との規定がありますが、単に人数を満たすだけでは、意見の多様性や客観性が担保されないおそれがあります。 特定の立場や政策に近い意見のみ（いわゆる「御用学者」）からの聴取に偏った場合、制度の妥当性や社会的信頼性を損なう結果になりかねません。 そのため、 専門分野の異なる学識経験者 経済性、安全保障、環境、漁業・海域利用等の観点を含むこと 特定事業者や政策に著しく近接しない者を含めること など、多様な意見が反映されるような条件設定を行うべきと考えます。 洋上風力発電の推進にあたっては、 透明性、公平性、そして関係者の納得性が極めて重要です。 本施行規則が形式的な手続にとどまることなく、 実質的に多様な意見を反映し、国民の理解を得られる制度となるよう、 上記点についての検討を求めます。	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙			「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	
35	私は洋上風力発電自体に反対です。 1. 前提の2050年までにカーボンニュートラルを目指すというが、世界の流れは、カーボンニュートラルに意義を見出さないという流れになってきている。日本政府は一度決めてしまうと、それを見直したり、考えなおしたり、方向転換したりすることができないようである。また国民が何を望んでいるか、積極的に国民の意見を吸い上げようとはしない。政府はひたすら拡大に向けて進んでいる感じがする。それは国民の意思とは真逆である。 2. 洋上風力発電は安定的にエネルギー供給はできず、常に火力発電などのバックアップを必要としている。お金をかけ、環境負荷をかけ、コストと見合わない二重投資である。 3. 環境、生物、健康被害が考えられる。 体調不良などの健康被害はすでにアメリカ、カナダ、ニュージーランド、オランダ、そして日本で報告されている。また漁業関係者への説明責任も十分果たされていない。 4. 安全保障上の問題 自衛隊のレーダーサイトや空港のレーダーへの影響も懸念される。 5. 再エネ賦課金など国民への負担が大きい 電力会社を通じて再エネ発電業者へ年間2兆円国民の税金が流れている 6. 学識経験者からの意見徴収は賛成派、反対派両者の意見はもちろん多様な意見がきけるような条件設定が必要である。	No. 1、No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。	
36	御用学者の学識経験者からの意見の聴取は、他の事例からもほとんど有害でしかない。自然破壊の風力発電はやめるべきではあるが、利害関係者や地元住民の推薦した学識者を含めて、広く丁寧に説明および協議し、大筋で納得しなければならない。	No. 1、No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。	
37	海洋再生可能エネルギーの場所を簡単に御用学者だけで簡単に決めさせて良いものかと不安に思います。海の状況は地元の方や漁師さんなど広く意見を聞くべきだと思います。そもそも再生可能エネルギーは良いのか？自然と共に生きていくのならもっと違う方法があると思います。この問題を簡単に考えて進めて、後々何もしない事はなかったじゃ済まされないと思います。メガソーラーがそうだからです。自然と共に生きていける日本であって欲しいと願います。	No. 1、No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。	
38	EEZは、我が国が主権の権利を行使する極めて重要な海域であり、資源管理、経済安全保障、防衛、海洋環境保全等の観点から、長期的かつ柔軟な利用が求められる空間です。そのような海域に対し、洋上風力発電設備等の大型かつ恒久的な構造物を設置することは、将来世代を含めた利用可能性を大きく制約する行為であり、極めて慎重な検討が不可欠であると考えます。 しかしながら、本省令案においては、なぜ既存の領海や接続水域ではなく、EEZにまで募集区域の指定を拡大する必要があるのかについて、代替手段との比較や客観的データに基づく合理的な説明が十分に示されているとは言えません。EEZへの拡張が不可避であるとする明確な根拠が示されないまま制度設計が進められることには、重大な懸念があります。 また、EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置は、現行の環境影響評価制度が想定していない海域・規模での事業となります。外洋・深海域においては、海流や生態系が広範かつ複雑に運動しており、音、振動、電磁的影響等の影響範囲を事前に特定すること自体が困難です。さらに、20年から30年に及ぶ運転期間中および撤去後を含めた長期的・累積的影響についても、科学的に十分な予測手法や知見が確立しているとは言えません。 加えて、一度設置された海底構造物が完全に撤去され、原状回復が確実に行われるかについても不確実性が高く、不可逆的な環境影響を伴う可能性があります。このような不可逆性を有する事業に対して、事前の環境影響評価が制度的・方法的な限界を抱えたまま進められることは、予防原則の観点からも問題があると考えます。 さらに、洋上風力発電設備に用いられる主要機器や制御システム、海底ケーブル等については、外国製品への依存度が高い現状があります。EEZという安全保障上極めて重要な海域に、外国製設備を長期にわたり設置・維持することが、我が国の経済安全保障や防衛上どのような影響を及ぼし得るのかについても、本省令案では十分な検討や評価が示されていません。 以上を踏まえ、本省令案においては、募集区域の指定に先立ち、1. EEZ拡大の合理性に関する明確な説明、2. 経済安全保障および外国製設備依存に関する評価、3. EEZ特有の海洋環境に対応した評価手法の検討、4. 不可逆的影響を前提とした慎重な判断基準、を制度上明確に位置付けるべきであると考えます。これらが担保されない限り、EEZにおける募集区域の指定は行うべきではありません。	No. 2、No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。	
39	海洋再生エネルギーが効果的とはとても思えない。鳥がぶつかって死ぬことはよく聞出し、それが発する電波などによって魚にも影響があれば日本の漁業に大きな影響を受ける。太陽光パネルは殆どが中国製だ、海洋再生エネルギーを生産する為の物はやはり中国製かもしれないと当然思う。太陽光パネルにしても風車にしても再生エネルギーは外国が儲けるためにやると思う。自然を壊し何が脱酸素だ。詐欺の集まりではないか。国民は再生エネルギーが増えれば増えるほどお金を取られる。ふざけるな。	No. 2及びNo. 4の回答をご覧ください。	

別紙 「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
40	対象案件 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 【重大な問題提起】 本省令案は、日本特有の自然条件、安全保障、経済合理性について十分な検証が行われないまま、制度整備が先行しているように見受けられます。特に洋上風力発電については、実証不足、不安定な電源特性、高コスト構造といった根本的課題を抱えており、拙速な導入は将来に大きな負担を残すおそれがあると考えます。 以下、特に重要と考える3点について意見を述べます。 【論点1】安全保障に関わる情報を取得し得る事業者への規制が不十分 設備の設置および維持管理の過程で取得される情報には、海底地形、海流、航路、漁場等に加え、安全保障に関わる情報が含まれる可能性があります。しかし、本省令案では、こうした情報を取得し得る事業者について、国籍要件や外国資本による実質的支配に対する明確かつ厳格な規制が十分とは言えません。 特に、仮許可の申請段階や地位の承継において、外国法人または外国資本が実質的に関与する余地が残されている点は、安全保障上の重大な懸念と考えます。情報管理義務のみでは、取得主体そのものが持つリスクを十分に抑制できません。 【論点2】日本特有の自然条件下での十分な実証が行われないままの本格導入 日本は台風、地震、高波といった自然条件が厳しく、洋上風力発電にとって世界的に見ても特殊な環境にあります。しかし、日本のこうした条件下で、長期間かつ実運用レベルでの十分な実証や検証が行われてきたとは言い難い状況です。欧州等の事例は、自然条件が大きく異なる地域で得られたものであり、それをそのまま日本に当てはめることは技術的にも経済的にも合理的とは言えません。十分な検証が行われないまま制度を整備し、本格導入へ進むことは、失敗時のコストを国民負担とする構造になりかねないと考えます。 【論点3】電力としての安定性および経済合理性に対する根本的疑問 洋上風力発電は、発電量が気象条件に大きく左右され、安定的な電源とは言えません。台風時には停止を余儀なくされるなど、日本の電力需給において主力電源とすることは困難です。 また、洋上風力は沖合に設置されるため、海底ケーブルによる長距離送電を前提としますが、送電距離の増大は送電ロス、設備費、故障時の復旧コストを確実に増加させます。不安定な電源であるがゆえに、別途バックアップ電源や送電網強化が必要となり、電力供給全体のコストを押し上げる要因となります。 【結論】 以上を踏まえると、洋上風力発電は以下の点で重大な問題を抱えています。 ・建設および維持管理コストが高く、採算性に乏しい ・海外においても事業撤回や縮小が相次いでいる ・外国資本や外国製設備への依存が高まり、日本のエネルギー安全保障を弱めるおそれがある ・大規模構造物の設置がレーダー観測等の安全保障上の障害となる可能性がある ・設備の撤去および長期的維持管理に莫大な費用がかかり、将来世代への負担となる これらを総合すると、洋上風力発電は、日本において費用対効果および国益の観点から合理性に乏しく、制度を整備してまで推進すべき事業とは考えられません。むしろ、慎重な見直し、または実質的な撤退を含めた検討を行うべき分野であると考えます。	No. 2及びNo. 4の回答をご覧ください。
41	反対です 【聞こえぬ騒音被害】風車の近くでは、ブレード通過音や低周波の「ドーン音」が日常化。住民は頭痛・めまい・睡眠障害・強い不快感を訴えている。 しかし、低周波・インfrasoundは公式規制の対象外。	No. 3の回答をご覧ください。
42	洋上風力発電は、建設費・維持費が極めて高額であり、FIT・FIP制度を通じて最終的に国民負担の増大につながる点を強く懸念します。また、発電量が天候に左右され不安定であるため、安定供給を担う電源とはなり得ず、火力発電等のバックアップを維持する必要性があり、結果として二重投資になります。 さらに、海洋生態系や漁業、沿岸景観への影響について十分な科学的検証と地元合意が尽くされているとは言えません。台風・地震の多い日本の自然条件を踏まえると、安全性や事故時の責任の所在も不明確です。 再生可能エネルギーの導入は重要ですが、洋上風力ありきではなく、費用対効果、国民負担、エネルギー安全保障の観点から、より現実的で持続可能な電源構成を再検討すべきと考えます。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
43	海上風力は既に欧米で破綻し、日本の商社も多額の負債を計上して撤退した事業です。人的な被害だけではなく、自然破壊、電気代向上など、いいことは一つもありません。 もう日本を売る政策はやめませんか？ 日本の未来、皆さんの家族、子供たちのために、勇気をもってもうやめましょう。 宜しく願い申し上げます。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
44	自然破壊は止めてください。自然エネルギーはEUによる日本の自動車産業つぶしです。CO2を出しているのは中国、アメリカ、インドであり日本は3%程度です。また日本がCO2をゼロにしても地球の温度は0.006℃しか下がらないという分析もあります。 無駄なことに多くの資金を投入するのは不可解です。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。

別紙	「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
45	秋田県にはほぼ毎月出張で訪れています。 昨年末に現地から得た情報として秋田名物の一つであるハタハタの漁獲量が激減しており、最早秋田名物と言えない状況であるとの事。 ハタハタは冬場に獲れる近海魚の部類となりますが近年の洋上風力発電の開発により、海が荒らされた結果ではとの事です。洋上風力発電の建設には当然ながら基礎工事が伴いますので周囲の深さ数メートル四方は掘削されコンクリートの基礎が打たれ自然を破壊。また設置後にもそれまで無かった音や電磁波の発生により生態系を脅かす要因となっているのではないかと思います。 『環境破壊及び漁業衰退エネルギー』とも言われかねない無用なものと存じます。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
46	本施行規則案について、以下の理由から反対します。 本規則案は、洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギー発電設備の導入促進を目的としていますが、環境影響および長期的リスクに対する検証が十分とは言えません。 海洋再生可能エネルギー発電設備は、海流の変化、海底環境への影響、騒音や振動、生態系や漁場への影響など、長期かつ広範な影響を及ぼす可能性があります。しかし、本規則案では、それらの影響に対する科学的評価や、将来的な不確実性に対する明確な対応策が十分に示されていないように見受けられます。 再生可能エネルギーであることを理由に、環境負荷や生態系への影響を過小評価すべきではありません。真に持続可能なエネルギー政策であるためには、導入促進と同時に、環境保全を最優先事項として位置づける必要があります。 以上の点から、本施行規則案については、環境影響評価の在り方や長期的影響への対応を十分に見直した上で、慎重に検討されるべきであり、現時点での制定には反対します。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
47	意見書（反対） 意見の趣旨 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」について、青森県沿岸を含む海域での海上風力発電事業の拡大を前提とした制度設計には重大な懸念があり、本規則案には反対いたします。少なくとも、内容の抜本的な見直しと慎重な再検討が必要であると考えます。 意見の内容 1. 地域漁業および沿岸利用への配慮が制度上不十分である点 本規則案は、海洋再生可能エネルギー発電設備の円滑な整備を主眼としており、沿岸地域で長年営まれてきた漁業や生活利用との調整について、実質的な担保が弱いと考えます。 青森県沿岸は、地域漁業と密接に結びついた海域であり、海上風力発電設備の設置・運用が漁場環境、操業、安全性に与える影響は極めて大きいものがあります。 しかしながら、本規則案では、漁業への長期的・累積的影響を十分に評価し、地域の合意を必須条件とする制度的裏付けが明確とは言えません。 2. 環境影響評価の実効性に対する懸念 海上風力発電設備は、海洋生態系、海鳥類、海流、底質環境などに影響を与える可能性が指摘されています。 本規則案では環境配慮に関する規定が見受けられるものの、長期的・不可逆的な影響や、複数事業が集中した場合の累積影響について、十分な検証を義務づける内容とはなっていないと考えます。 不確実性が大きいまま制度を整備し、事業を加速させることは、将来世代に取り返しのつかない環境負荷を残すおそれがあります。 3. 地域合意よりも事業推進を優先する制度設計への懸念 本規則案は、国主導で海域利用を進める枠組みを強化する一方で、地域住民や漁業関係者の実質的な同意をどの段階で、どのように確保するのが不明確です。 特に青森県のように、地域経済や文化が海と深く結びついている地域においては、形式的な説明や一部関係者との合意のみで進められるべきではありません。 地域の理解と納得を欠いた制度運用は、将来的な紛争や社会的コストを増大させる結果につながります。 4. 経済性および国民負担に関する検証不足 海上風力発電は、建設費、維持管理費、将来的な撤去・原状回復費用を含め、多額の公的負担を伴う事業です。 本規則案は、こうした費用が最終的に国民や地域住民の負担となる可能性について、十分な説明と検証を前提としているとは言えません。 真に持続可能なエネルギー政策であるかどうか、費用対効果や代替手段との比較を含め、慎重な議論が不可欠です。 結論 以上の理由から、本規則案は、 ・地域漁業および住民生活への配慮 ・環境影響評価の実効性 ・実質的な地域合意の確保 ・国民負担を含む経済性の検証 のいずれにおいても不十分であり、現行案のまま施行されるべきではないと考えます。 青森県沿岸を含む海域の将来に重大な影響を及ぼす制度であることを踏まえ、抜本的な見直しと慎重な再検討を強く求めます。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。

別紙	「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
48	海上風力発電はその有効性は近年注目されているものの問題点つまり稼働率の悪さや経済性の悪さが指摘され欧米では撤退の動きが指摘されています。その中でなぜ我が国だけが世界の動きと逆の動きをしているのか理解に苦しみます。小型原子力発電や化石燃料発電（アンモニウム）も含めて代替を考えていただきたいと思います。風力発電をするにしても開発設置にいたるまで大量の二酸化炭素を排出しているわけですしその点も試算していただけないと本末転倒であると思います。また環境に対する配慮、野鳥や船舶にも甚大な影響を与えかねず危惧しております。再考よろしく願いいたします。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
49	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令に対して、反対の意見を表明致します。 そもそも論で、海洋再生可能エネルギー発電設備が本当に必要なものでしょうか？ 太陽光パネルで、学んだ森林破壊、生態系破壊、土壌汚染、気温上昇（地球温暖化の一つの要因）等々から、日本の国土の破壊と侵略が行われむるも無残な状況となり、日本国民はその影響から、人体被害等により、苦しみ大変な損害破壊の大打撃を食らう状況が今です。 水力発電、火力発電、新しい核融合エネルギー、などの推進と原発の使用しながら徐々に水力発電、火力発電、新しい核融合エネルギー、など移行していくことに賛成。 日本の豊かな自然をこれ以上破壊する事、他国に対して利益をもたらすような事を推進していくことに断固反対を致します。日本の国土は日本を愛する人のものであり、利益を追求する人のものではありません。よって、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備以前に、海洋再生可能エネルギー発電設の設置そのものをこれ以上一基もたてることに、断固反対を致します。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
50	洋上風力発電は経済的にも、生態系にも甚大な被害をもたらすことでアメリカは撤退を余儀なくされています。日本はいつまで続けているのですか？	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
51	私は秋田県由利本荘市内の住民です。洋上風力発電事業が実施されると以下の点において不安がありますので意見を述べます。 ・低周波音に対して人的健康被害並びに海生動植物への影響 ・日本海に沈む夕日の景観などの阻害。 ・これまでも住民の理解が得られないまま最初に結論ありきで進められてきた。事業者に対して住民への十分な理解を得られるような説明会を何度も行って欲しい。 ・現在でもハタハタやサケの漁獲量激減です。工事が始まると生態系が破壊されたりする懸念が十分にあります。アセスメントをこれまで以上にしっかり行うよう事業者には責任を負わせてほしい。その際事業開始後の事故等による住民が被害を受けた場合の事業者責任を明確にして欲しい。 ・洋上風車乱立で大気低層の気流が乱され、気象が激変する可能性があります。専門的な調査を十分するべきではないでしょうか。 ・能登半島地震のような巨大地震が日本海沿岸でも心配されています、専門家に県も十分に反映されているとは思えません。この不安をなくすような説明会をお願いしたい。普通の住民にはリスクが正しく伝わりません。今回の規則案においても、事業者に対し、専門知識がない市民にも分かるような丁寧な説明を義務付け、一部の代表者だけでなく、地域住民全体の納得が得られない限り事業を進められないような仕組みを強く求めます。」 ・人為的二酸化炭素削減効果は世界的にも全く得られていない現在の再可エネルギー事業（特に風車と太陽光）は全面的に見直しをして欲しい。20？30年後不要になった発電機で海洋汚染される方が、地球環境を悪化させるのは明らかではないですか。アセスメントを何度も十分に行ってください。現状の事業は生態系に悪影響を与えすぎるという専門家の意見も十分に反映してください。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
52	私は、海洋風力発電の事業をこれ以上推進することには反対です。 現状の規模や技術的課題を考慮すると、国民の血税を使って続ける意義はありません。 環境や地域への影響も不透明であり、無理に進めるより、中止・撤退の方向性を明確にすべきです。 国民の負担を増やすだけの施策は、持続可能なエネルギー政策とは言えません。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。

別紙	「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
53	・該当箇所1 改正の趣旨 再エネ推進ありきの姿勢を崩さず、結果ありきで一方的な法整備を続けていること ・意見内容とその理由 再エネ事業の無意味さや環境影響の大きさに国民が気づき、再検討の時期に来ているにもかかわらず、相変わらず従来からの拡大路線の延長でしかものを考えられない硬直した考え方に対して、一国民の立場から反対意見を述べさせてもらいます。 再生可能エネルギーの設備投資やFIT制度による電力買取は、電力料金に上乗せして徴収される国民の再エネ賦課金で賄われています。このような補助金は従来からありますが、それらは初期投資資金を補助するための時限的なもので、収益が安定した時点で順次減額または廃止し、自由競争にゆだねることが普通の考え方です。 しかし再エネは、2011年施行から25年経過した現在も一向に採算が取れず、再エネ賦課金も減額や廃止はおろか補助金が際限なく注ぎ込まれているのが実態です。これはコストが下がらないからではなく、再エネに価値がないので電力会社がこれに対価を払わないからです。 制御できない再エネを電力として使えるようにするためには、化石燃料の調整なくしては成り立たないので、再エネを増やすほど結果的にエネルギー消費が増えCO2排出が増えるという本末転倒な事態に陥っているわけです。エネルギー政策としても環境政策としても無意味です。 今やるべきことは、再エネ事業を拡大することではなく、いったん立ち止まって最善策を考えることです。後世に禍根を残さないためにもぜひ再考をお願いします。 ・該当箇所 2 主な改正の内容 ③EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する規定 ・意見内容とその理由 EEZは、現在のモノパイル方式の沿岸洋上風力とは違い、発電装置を浮体式にし、長いケーブルを波間に這わすやり方ですが、これは建設コストも運用コストも現状より桁違いに高くなり、しかも故障が多発することが欧州でも確かめられており、しかも波間に揺れる浮体は風向への追随性が悪く大規模化も難しいため発電効率が低く、いまだ大規模実用機の例がないものです。作れば作るほどエネルギー消費が増え経済が悪化し、しかも脱炭素には役立たないというメリットのないエネルギーです。法律を変えてまで環境破壊行為を強行することには絶対反対です。生態系にも漁業にも人体にも悪影響があり、景観を破壊する洋上風力は今後一切開発しないという英断を下してほしいと願っています。皆、再エネは何だか怪しいと気づいています。早めの対策を期待します。 山岳地の尾根に巨大風車を敷き詰め、洋上風力をEEZの範囲にまで拡大するような政策は、取り返しのつかない自然破壊となります。ぜひとも再考をお願いします。	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。
54	【該当箇所】 経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案 全般（特に設置許可の基準や地域との調整に関する事項） 【意見内容と理由の例】 1：景観と生活環境への影響について 「由利本荘市の住民として、美しい海岸線の景観が変わってしまうことや、低周波音などの健康被害、夜間の航空障害灯による光害を非常に心配しています。法律の施行規則において、事業者に対し、利益優先ではなく、住民の平穏な生活を最優先に守るよう、より厳格な基準（住宅地からの十分な距離の確保など）を設けてください。」 2：漁業と生態系への影響について 「由利本荘の海は豊かな漁場です。巨大な風車を建てることで、魚の通り道が変わったり、工事の音で生態系が壊されたりしないか強い不安があります。事業者が『調査したから大丈夫』と言うだけでなく、もし問題が起きた場合に誰が責任を持ち、どう補償するのか、規則の中で明確に定めてください。」 3：説明不足と住民合意について 「専門用語ばかりの説明会では、私たち普通の住民にはリスクが正しく伝わりません。今回の規則案においても、事業者に対し、専門知識がない市民にも分かるような丁寧な説明を義務付け、一部の代表者だけでなく、地域住民全体の納得が得られない限り事業を進められないような仕組みを強く求めます。」 4：撤去の保証について 「20年後や30年後、事業が終わった後に巨大な風車が錆びたまま海に放置されることを恐れています。事業者が倒産しても、必ず最後まで責任を持って撤去できるよう、資金の積み立てや国による監督を徹底するルールを規則に明記してください。」	No. 3及びNo. 4の回答をご覧ください。なお、この省令案においては、本法において経済産業省令において定めるとされているものについて規定するものですが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

別紙	「経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則案」に対する意見公募の実施結果	
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
55	そもそも再エネなどという利権目的の極めて不誠実な電力供給事業は速やかに縮小／廃止すべし。EEZに事業範囲を拡大することで、様々なリスクが国民に降りかかるのは目に見えている。	No. 4の回答をご覧ください。
56	日本国民は海洋再生可能エネルギーなど求めています。もっと日本国民の声を聞いてください。	No. 4の回答をご覧ください。
57	風力発電、太陽光発電は、天候に左右され、不安定なので必要なし。 原子力発電、地熱発電などを推進すべき。	No. 4の回答をご覧ください。
58	脱炭素詐欺に騙され続けることは断固反対します。	No. 4の回答をご覧ください。
59	チェックは、良い事なので。専門家の意見は大切ですが、先に自然エネルギーありではなく、原子力を含めたエネルギーも、検証して頂きたい。業者と癒着みえみうの釦路みたいな、太陽光パレルは止めて頂きたいです。	No. 4の回答をご覧ください。
60	洋上発電は英国等と違い、日本では日本近海では台風が多く発生しており、オーバーロードリスクがあり不適だと考えます。 また風力発電で故障が発生した場合は、ヘリコプターなどで修理が必要なため、洋上風力発電機上にヘリポートも必要であり、メンテナンスコストも高くなります。 ブラックロックを含めて再生エネルギーへの投資は減少方向で海外では再生エネルギーから化石燃料への投資は減少傾向であり、日本のこの法施行は世界の潮流とはズレているのではないかと思います。 この洋上発電や再生エネルギーによって、地球の温暖化に対してどの程度、抑制効果があるかシミュレーションがされているのでしょうか？ またこれによる費用対効果も明確にすべきだと思います。 日本も風力発電ではなく、シュールガスやメタンハイドレートといった他のエネルギーへの投資へとシフトチェンジすべきだと思います。	No. 4の回答をご覧ください。
61	EEZへの拡大も含めて、洋上風力発電の設置は中止すべきと考えます。理由は 1) 台風災害の多い日本に風力発電は適しない。 2) 発電風車が日本製でないものを導入するのはエネルギー安全保障上問題である。 3) 日本の平均風速は欧州に比べて弱いので採算が取れない。 4) 海上であろうが日本の景観を壊す大規模な工作物は設置すべきでない。 5) 風車の寿命は短く、維持費用が莫大になる。 6) 維持等を含めたら火力発電よりコストが高くなり、再エネ賦課金がさらに国民苦しめる。 7) 米国は脱炭素の方針転換で風力発電の新規建設を中止にした。 以上	No. 4の回答をご覧ください。